

討論

司会（高橋正郎） 村落社会研究会では、この秋の大会での「農政と村落」というテーマに向けて、こういう研究会を重ねていますが、今日の川村さんのお話はまさに、その接点にある。しかもそれを、行政、農林省の政策の立場から今迄の地域農政の系譜あるいは、その中の集落の位置づけの仕方、さらに最近の新しい動きとして非常にホットな地域農業集団の構想などのお話をございました。そして最後に三つの課題を提起されました。川村さんは非常に地域農業問題、あるいは集落問題について一家言を持つておられる方でございまして、私見ではあるがと何回もくり返して言っておられましたが、今後の討論ではその私見をも含めて大いにお話頂ければ有難く思います。とくに、今後の討論は交通整理は致しませんが、最初、少し質問といいますか、確認のウエイトが高い発言を願って、後半の方でいろいろ、意見の交換ということで進めさせて頂きます。特に新らしい、58年度からの地域農業集団育成対策事業については、まだ、確認したい点も多々あろうかと思いますが、ひとつ御自由な発言をお願いします。

（吉沢四郎） 地域農政特対の時は、農業集落というものが表面に、表現の時にもでおりましたが、この地域農業集団という風に今度名称が変わりましたね。それは今迄農業集落と使っていたものを、何か特別の意図があつて地域農業集団として言い始めたのか、それとも集落ということは考へないで新しい、よく言われた地縁集団というものを構想されたの

か。その辺の事情を、教えていただきたいのですが。

（川村浩一） これは、高橋さんご自身が、農政審議会で、ご発言なさったようですが、高橋さんからもお話し頂けたらと思いますが、地域農政特別対策のときに、話し合いと、総合推進方策の作成を、集落単位にやると、このひとつ地域組織としての集落というものを、具体的にとりあげながら、ひとつの単位にすゝめたわけあります。いわば農業についてのひとつ組織化活動の主体として、捉えていく時に、集落は、自主組織としての側面がありますから、その自主組織を、農業の面で丸ごと捉えるところに、その機能からいって無理があるわけとして、さき程、農用地利用改善団体というと農用地利増進法として申し上げましたけれども、やはり集落単位で地縁集団として、農業について、この土地利用、あるいは資源利用を含めて、この地域組織化機能を果していき主体として捉えて、それがたまたま集落組織とも一体となつて構成される場合もありましょうし、あるいは、集落の自治会は自治会としてあってそれと別途に農業関係組織をもうけていくという場合もあります。そこは、地域の自主性にゆだねていくという、そういう意味では、集落農業集団というのは組織の機能の側面から、地域農業集団という捉え方をしたという理解ではないかと思いますが、如何でしょうか。

（吉沢） すると、農業生産にかゝわる機能を持てば、常にそれを地域農業集団という風に考えるといういみですが、たとえば、集落という風につかまる時には、ご承知のように、いろんな機能、包括的な多面的な機能を持つていて、それとともに、そのうちの特に、農業生産にかゝわる機能に着目した時に、それを地域農業集団ということで考へ

ようという風によろしいですか。

(川村) 一寸私の申し方が不十分だったかもしませんが、地域の農業について土地利用から資源利用までを含めて考える組織として作ることを、任意団体ですけれど、期待しているわけです。

(安達) 農地利用改善団体の幼ネームなのです。昔の侍は、小さいとき、何とか竹千代となるわけでしょ。幼ネームとしてお使いになつていいんじゃないですか。本当の所は、結局は農地利用、その改善団体を作りたいわけでしょ。政策的には。

(川村) そうですね。

(川村) 幼ネーム、幼児名としての理解で。そういう理解でいいと思いません。

(吉沢) 最終目標は農用地利用改善団体を育成するんだけれども、その前の、育成のステップとして、地域農業集団というものを、まずとつかりにしながら、農用地利用改善団体にまでそれを育てていく…。

(高橋) とつかりにしながらというのは、地域農業集団を作るんです。現在あるんじやなくして。

(安達) どうもぼくらは、この地域農業集団のあれをきましたとき、そういう風にとつていいのだろうかと個人的には……。

(川村) 基本的には、おっしゃるとおりです。たゞ、さつき申し上げましたとおり、地域農業集団の機能というのは、農用地利用改善団体では、機能的には巾の広いもの期待している面もある。ですから、農用地利用改善団体というのは、さつきの組織の形式的要件ということで、いわば法人格なしに作れるわけすけれども、その利用改善団体として

の組織が合わせていろいろの資源利用の調整など巾の広い機能をもつことは何らさしつかえないわけですね。農地の集団的な利用調整の機能に着目して利用改善団体を作ると。その団体に合わせて巾広い地域の農業的諸機能を持つことはさしつかえない。地域農業集団は、かなり巾の広い機能まで、最初から予定し育成を考えている。しかし、農用地利用改善団体になることを期待しているという意味では、幼ネームという側面は、ご指摘のようあります。

(川村) そこまでの論議は、霞ヶ関段階とか東京段階では、観念的にはどうもよくわからんとね、でも現場にいくとどうなりますかね。

(川村) 農用地利用改善団体自身もそうだと思うんですけど。現在ある、いわば集落農事組合みたいなものを新しく、この地域農業集団といふ形で組織化しながら利用改善団体としてもつていくという、いわば、新しい組織化論としての側面を思索した。しかし、かなり集落において村づくりに関連して、組織が次々にできてきてるわけですね。そういう組織とは別に又作りなさいということは実態上、非常に無理がありますから、現にある組織が、利用改善団体なり、地域農業集団という性格を持つて機能的に変化していくというタイプもあると思うんです。ですから、利用改善団体についてこの「農用地利用増進法」の運用面のいろいろな通達を出しました際にも、あまりひとつ枠にはめないで、実態としていろいろあるものを、望ましい農用地利用改善団体の機能を持つように、機能的な充実、強化という形に誘導するということで、その組織要件というのは、きわめてフレキシブルにしておくと、極力、制度的制約は必要最少限にしておくという形にしていただきたいという側面があ

りますので、そこはしかし運用の問題として……。

(安達) しかし、毎月20万円をもらうためには、農地利用の規定を作つて、計画化やつて、町村長がそれを認めた時に、地域農業集団という名前を称してよろしいというような下りがあるんじやないですか。そこが今度は、事務的にぐーっと具体化してきますと、それが現場の接点になるわけでしょ。そこんところで、おっしゃったことがきちんとした形になるわけで、地元としては、おれんところは、農事実行組合といつてますよね。伝統的に。それが一体なくなるのか、あつたまゝ二重看板にするのか、その辺のところがよくみえないんですがね、どういう風にみたらいいんですか。

(川村) これは、具体的な要件は、今進めている最中でこれからになりますけど、少くとも農地のこの集団的利用調整ということは、組織の目的として、考えてもらうということは必要になりますけれど、それ以外にどのような機能をもつか、プラスXの機能については、あまり細かく制約はしないで、これを必ず全部やらなくてはいかんというギリギリしたものではなくて、集団的利用調整、これは最低限の機能だと思いますが、そういう意味では、農用地利用改善団体の時に考えたような、あまり拘束的な要件というものは、できる限り少くしてやりたいという考え方はあるわけです。しかし、行政というものが、国、農政局、県、市町村と末端に降りていくに従つて、補助事業のあり方としては、次第に機械的な解釈、運用という側面が強まってきて、だんだん拘束が強くなるということは、行政の実態としては否定できませんけれども、やはり、そういう御批判を受けないような、柔軟性をもつた事業内容にしたいと

いうのが農林省の中央における考え方であるわけです。

(安達) 今後の問題の二ばん目は、大きい問題だと思いますが、これをもう少し具体的におっしゃっていただけませんか。なかなかうまくできる面とでき難い面があるんですね。ことに今迄の指導方針というのは、作目別生産組織はでつかい方がいいですね。考え方はね。集落をこえ、村をこえてもいいんだと……。

抽象的段階でむしろこういう言い方をしてきましたがね、ところが今度は連けいというなんだけれどもある面では、地縁集団の中に入つてしましますね。いろんなケースがございます、まさに、この御指摘としてはですね、地縁集団と機能集団の連けいの問題はないんだよと。これはよくわかるんですが、どういう風になるですか。目下、このニュースが伝わって、普及所で、一番やっぱりこの問題がどうなるんだと、困っていますね。それから普及所は、地域農業集団作りの最前線になるようになると、必らずこういうことになつてきますね、そうなつた時に、彼らは非常に困る、そのとこのしつけ方というのか、行政指導の方針というものももう少し細かくお話し願えますか。全部のご解答という意味ではないのですが……。これはまさに問題だと思うんですが。

(川村) まあ、御指摘の点は、私の方も、すつきりとした話がむつかしいというので課題にしたわけなんですが、今の御指摘に関連して申しますと、主産地形的な側面から特に、農産物の量と質を考えた安定的計画を出荷体制のひろがりとして考えますと、やはり市町村、あるいはそれを越えた広域のひととの体制づくりという問題はあると思います。しかし、土地利用型農業中心に生産組織のあり方としては、やはり町村

からさうに集落段階において地縁集団とのつながりで、集団的土地区画整理事業などをベースにして考へていく、そこは、市町村をこえた出荷面でも含めた広域な組織があり、それが、流通組織・出荷組織だけではなしに、生産組織的機能ももつということは否定できないと思うんです。ただ、根っこに、絶えず土地利用についての地縁集団における利用調整の核というものをおきながら、絶えず考へていくというのが、これから説明のし方ではないかと、いうような感じがしています。

(安達) ですから機能集団の面、組織が、AならAの集落の班としてあるところならまだやりやすいのですが、ところが、実際の問題として班さえないとこが、班というのが旧村の範囲だというところがかなり

ございます。そうした場合にどういうことになるのですか、下の方に班を作りますか？

(川村) 私が山梨県で実際経験した具体例を御紹介しながら申し上げますと、農協別の作目別生産部会という形で集落を越えた組織化をしてある場合、かなり多くのケースでは個々の農家は、集落にいくと点になると、横のつながりがなくなつて、その広域作目部会にむすびついてみんな相談しつやつしていく。ところがそれに対して、地縁集団で組織化していく場合に、集落単位のひとつ、たとえば、農林業振興会みたいのがてきて、その中でいろいろな作物部会が置かれていく。この作目部会は、集落・地縁集団としての農林業振興会の中でお互いに、土地利用、その他を含めて相談しつゝ、かつ、その作目部会のようなり集落をこえた広域的なものにも結びついていくという意味においての二段階組織化ということも入つてくる。これから集落農林振興会的なも

の中に入つたミニ部会ができますと、集落単位にお互いに相談をしつつ、土地利用等を考えるという意味においては、集落団体で点がいわば輪になつてゐるという形で、地域問題を立場は違つても一緒に考へているというひとつの意識づくりなり、組織化にむすびついている。そこが上部組織の集落をこえた作目部会のいろいろな活動なり機能と低触する面が出てはこないかという点はまちがいなくありますし、場合によつたら、そのフリクションがおこることもありますけれども、しかし、土地利用にむすびつく限りにおいては、土地利用型農業の問題のアプローチというものが今後のひとつの方針ではないのかという気がするのですけれども。

(安達) それからもうひとつ。地域農業集団がいくつかある。ひとつないし三つ位の集落に。それと現在の町村の間に、たとえば、流域毎の協議会を作る必要があるですか？私の郷里は新潟県なのですが、それを数年前からやっているんです。それが土地利用についての最後の広域的な合意を得る。だから水系別の土地利用協議会になつて、その下に各部落がござりますね。その部落というものが、ここに当るその部落レベルでそれを作る。そうすると、実行するのが、今度は作目別の生産組織が実働部隊となる。それだからそういうものは、この各水系の集団の上の方に、いわば旧村每位に、何かできる必要があるのかないのかそ

(川村) その点は從来、議論としてはあまりされてはいないんじやないかと思いますが、考え方としては、水系別に農業の場合水の広域的利用調整問題というのが多くの場合ありますが、そういうものにつなげた

広域的な組織化というものと裏腹に考えていく視点はひとつの方だと思いますが、現にあるものはそういう形でのばしながら、たゞ問題は大きな広域的な調整というだけではなくて、それぞれの村毎に、集落毎に、集団的土地利用をみんなで考えて有効土地利用していくという、いわば、一番基礎核をしつかり置いていこうではないかといふひとつのアプローチではないかということです。

(安達) 今迄の基盤整備事業の流れからしますと、私のいう流域每位が、一番変つていいわけですね。今迄流れに沿つてやりますと、そういうことが必要になる。それから、出作入作もほほそういうことになる。集落ですと、出作入作がなかなか把握できない。そういう面があるので、どうしても作らざるを得ない。そつちの流れの方が僕は自然ではないかと。

(川村) 標準的には二、三集落位を単位にしたまどまりで、地域農業集団を考えるというのがあるのですが、各地域によってそれを旧村レベルにまで拡大して考えた方がよいという場合もありますし、あるいはひとつずつ集落毎に考えるというケースもできます。そこはある程度柔軟に考えできている……。

(安達) 今は第三の問題についての質問なんですが、市町村のからみでね、集落といきなり市町村ということではなくて、もうひとつ中間組織みたいなものが実際に要りはしないか。そういうことなんですね。

(川村) そうですね。実際に出できますね。

(関原也) 一番最初のところなんですが、稻作の転作の問題ですね。

その時には、食糧自給力の強化が必要だということで、麦、大豆、その

他、転作事業が補助金でもって行なわれてきているわけですが、採算べ一
スから言つたらこれは全然問題にならないんで、これは国策として自給
力の増加という点では必要かもしれませんけれど、行先はどうなりますか。
ずっとやっぱりこういう形で補助金で……(笑)

(川村) 御指摘の問題は非常にむつかしい問題だと思うんですが、やはり、エサの場合には、畜産、とくに酪農なり、肉牛に結びつけながら、粗飼料の自給度を高めていくということにうまくつながる形での飼料作物づくりにもつていかねばならないことは、それはエサだけではなくて、酪農経営なり肉牛経営を含めた総合的な形でその収益性を考えていく形になると思いますが、その場合に、長野県の宮田村でやつてるように、村ぐるみ、地代ブル方式というのがありますね。あゝいうものができますれば、よりうまくむすびついていくと思いますけれどもね。ひとつ畜産経営と結びつけて、エサを考えていく。麦、大豆について、大豆は稻転作が始まつてから、技術的な改善もすゝんできて、現在は120~130kgが平均的な線ですが、富山県あたりは200kgをこえ、集団によつては、300kgをこえるようなものもできましたね。バラ転(作)ではどうしようもないですからやはり、団地化して、大豆も機械化体系がほほでき上つたといふ段階にきましたけれども、その団地的な生産性の高い転作営農としてどう定着させていくかということをやつていけば、現状よりはかなり収益性は改善されて、やや長期的な見方としては、350~400kgとれゝば、ある程度、米に近い水準にいける可能性もあるんではないかという見方もありますが、これはまだ点なり目としての話であつて、面的に考へると相当むづかしい課題をもつてることは否定できないんです。それから、

麦の場合には、ある意味において生産性の向上という、収量アップの面というのは、大豆程、そう楽観視はできない面はありますけれども、やはり、転作奨励金の水準というものに、今は支えられてようやく成り立っている。これがなくなったら、又みんな米戻りするんじゃないかという見方は、大豆を含めて非常に多いと思うんです。しかし少くともある転作は避け難いとした場合に、それを地域の中でどうやって定着させていくかと、やっぱり、土地の持つ収益性ということが、ある程度分れてくるわけですけど、それを地域的にブルしながら、収益性の弱い部分も抱えていくという、共保証もこれはひとつ試みですけれども、そういう仕組みを、さっきの望ましい形でいけば、さっきの長野県の宮田村のパターンですけれども、そういうものを進めていく以外、なかなかいと思うんですねえ。

(関) たしかに大きな集団経営でもやって、多角的な中でこれをある程度までしていくというのはわかるんですが、現代の情況からいえば、上からの割当てが個々の農家のところ迄、大体同じような割当てでき、そしてそこで作ってるわけですから、それだけのベースを考えたら、これは絶対引き合わない。少々収穫高が多くなるが、そんなもの問題にならないんで、やがて補助金がなくなればこれは完全になくなってしまうというような感じがしているんですが。

(川村) そういう意味では、水田利用再編対策でさつき申し上げましたように、バラ転作というのは、政策的な位置づけとしてはこれは扱いはないですから、集団的に、計画的に転作をしていくという、集団転作の定着化をどうすゝめていくのか、それをしかし土地利用にどう結

びつけていくのか、地域ぐるみ、土地ぐるみですね。そういうことをすゝめていかざるを得ない。ですから丁度水田利用再編対策で、この奨励金の問題を考えていくのに、たとえば、通常の奨励金にプラス計画転作についての計画加算金というものを、上のせしていく。それから、56年度から始まった二期の場合には、団地化転作というのをさらに導入してそれで、奨励金の基礎額は一応水準的に五千円位ずつおとしていくわけですけれども、計画転作をしてさらに1haないし3haという団地的つまりで、違反して転作している場合には、団地化加算を加えれば、そう落ちないと、そっちに誘導していくと、そういう方向を今後さらに強めていかざるを得ないと思うんですよ。そういう中で地域的に対応をさらにどう強めていくて頂けるかというのが、これから課題ではないかと思うんです。

(関) どうもありがとうございました。

(高橋) 最近はわりと増えていると思うんですが、土地を所有していて耕作しない、かつての農家というのは、かなりあるようと思うんですがね。そういう農家は今の農業集団ですとか、それから利用団体の中でも、かつての農家でそれども位置づけられていると。それと所有者ですから、利用する場合にも、かなり発言権をもつと思うんですけども、そういう農家がますます増えていくと思うんですが、どういう具合に結びつけられておりますか。さき程安達先生がおっしゃっていたように、出工作関係というのは、全国調査はないと思うんですね。どの程度いくんでいるかということは、農林省あたりでサンプル調査をやらなきゃならんでしょうが。

(川村) 後段の方はよくわからないんですが、個別的な事例調査等はいくつあると思うんですが、全国的な動向、出作入作関係について、センサスの集落調査の中で、ある程度あつたかもしませんねえ。なかつたですか。そうすると、事例調査がそうなるかも知れませんね。前段の方は、御指摘のように、土地は持っているけれども自分は使わないという農家が高令化し、安定勤務者が増えてきている。それが農地の利用権設定の一番の契機になっている。それが高令化社会が進展するとふえていくだろうという前提で、先の農用地利用増進事業も、一応それを予期しながら、どうやって担い手農家、中核農家の規模拡大に、うまく結びつけていくかということがある。農用地利用改善団体を作る時にも、土地について所有権をもっている人を当然含めて、土地についての権利を持つていて、土地に組合員資格がなくなるとか、いろいろ問題がでているわけです。そういう農家が農地を自分で使っていて、貸してもいいんだけど、貸した途端に組合員資格がなくなるとか、いろいろ問題がでているわけです。それについて利用増進法では、ひとつ特例をひらいで、農地をもつていて今まで耕していた人が、今度は貸しても利用改善団体のメンバーになつて貸しておいては組合員資格を失わないという農協法上の特例はひらいています。ですから、土地を持つていて、自分で耕やさなくなる人が、今後は増えしていくことを予期しつゝ、いわば所有構造はいじれませんけれども、利用構造としてどう効率化しかつある程度利用集積を、担い手を中心に進めていくかということを、狙つているという事が言えるのではないかと思います。

(川村) その場合の所有権の保証というのはどこまでいうのですか。もう一度農地改革をやられてはかなわんということなんですよ。この不信感が非常にがあるので、遊ばしておいても手許においておく。僕の所もそ

(闇) その場合の所有権の保証というのはどこまでいうのですか。もう一度農地改革をやられてはかなわんということなんですよ。この不信感が非常にるので、遊ばしておいても手許においておく。僕の所もそ

(川村) 私も県の行政をやつていて、その問題にぶつかって、町村なり農業者団体の集まりでもすいぶんしゃべったんですけどね。その時に農地改革への不安感をとり除く為には、農用地利用増進法というのは、地主が安心して貸せる仕組だという事を強調したのです。それは、借り手は期間がきたら返して離作料は要求しませんよと、いうことを約束してからのしくみです。それを市町村が保証するというのがこの農用地利用増進事業です。ふつう世界各國はみんな農地立法というのは耕作権の保護なんです。特に長期的な賃貸借というものを考えてそれを保護するというのが農地制度の基本なんですが、日本では全く逆に、いかにして地主を保護するか、さもないと農地が流動化しないと割り切つて離作料は要求しない賃借、それを借り手が約束をし、その上で貸す、そういう関係を市町村が保証する、というのがこれのしくみですということを徹底して話してそれが本当にうまく侵透したところでは思いがけなくすむということもありましたけれども、まだまだ不安感をもつてているケースが、御指摘の様に多いですから、地主にとって、すぐ所有権といかなくて、耕作権が発生して資産価値が目減りするということは無い仕組であることを、さらに徹底してPRしなくてはいかんと思うんです。

(闇) 実際に法的にそうなつてるんですか。

(川村) えへ、まずひつかかるのは、農地法の小作所有制限ですね。

小作所有制限、農地法の七条です。一定の規模以上の小作地は国が買収するしぐみがあるんです。この七条の農地法の適用除外になつてているわけです、農用地利用増進事業に基づき利用する場合は。それから農地法の19条20条に質貸借について、解除・解約の制限があつて、法定更新という制度になつてゐるわけです。ですから、特別な事由がなければ法律上、更新しないものとみなされる意味において、借り手の地位が保護されているというのが農地法の世界です。この農用地利用増進法では三年なり、五年といわば定期質貸借のことですね。そこで期間が満了したら、それで農地法の19・20条の適用は全くないという形で、法律上は手当してありますから、その意味において法定更新ということにはならない。期間が満了すれば、裸の形で返つてきますという制度の仕組にはしてあるんです。ですから、法制度上の手当てはしつかりでできている、農地法の3条、7条、19条、20条の、みんな適用除外ですから、たゞ、土地所有者が実際に持つ、かつての農地改革の亡靈に対する不安をぬぐうという努力はまだまだ徹底していない。

(関) 借り手の方も意識が違いますね。そういう形には徹底していませんね。

(川村) しかし借り手の意識は相当変わつてきているんじゃないでしょうか。ヤミ耕作の事例なんか含めてみると、農地をうまく借りて集めている人というのは、貸し手が、これは本当に個人的に信頼できるという人に貸している。逆にその信頼感を維持する為に一年単位で、毎年貸してもらって耕作が終つたら返して又信頼されて借りていくという一年単位の事実上の短期質貸借を積み重ねるというケースがかなりあります

すけれど、今は個人的信頼感に基づいて、短期的に貸している形がヤミ小作の実態ですが、それを地域ぐるみの話し合いに基づいて集団的な合意に基づいて安心して質借りできる状態にもつていくというのがこの農用地利用増進制度の狙いだと思うんです。それで制度的な手当ではできていますが、意識としてはまだ充分ではないという風に……。

(高橋) 地域農業集団にも先程言つた非農家は入れるわけですか。

(川村) 農地についての権利をもつてゐる人は入れます。

(島崎稔) 感想みたいな形になつて申し訳ないんですが、高橋さんが司会された最初の時に「農政と村」というのが今度の共通課題なんだといわれて始まつたわけですねけれども、我々が使つてゐるあいまいな概念、村であるとか村落、農民もそうだと思うですか、そういうものが一切カットされて話されている。概念が機能概念と操作概念で、計画主体の側からきれいに体系的に整理されると私は思つてゐるんですが、そう発表全体も受け取つたわけです。その場合に、計画主体から見た機能的に作られるものと、実態との食い違いが、いろんな面で皆、気になる所なんだろうと、その最大の点が所有の問題だと思うんですね。しかも今、利用という側面ですーっと説明をされて、ようやく議論の中で所有と利用との大変むずかしい関係が討議になつてきたんですけれども、おそらく、農林省の方のこういうものを考え方の期待というものは、利用の力みたいなものがどんどん大きくなつて所有の方のもつ力がだんだん縮少すると期待されていて、利用が所有を圧倒するような力関係の展開を—そんなことはありえないと思うんですけれども—おそらく計画主体としてはそういうことが行われた段階でこういうものができ上ると、そういう

う印象を受けているんです。現実には中核農家自体がどんどん減っているわけですね、パーセントとしても。その期待した程には借地の農家が規模拡大に、互いに結びついていくという展望はそんなに明るくはないという意味では、利用が所有を圧倒するという、かつての亡靈の時代と比べての逆転は起こらないだろう。そう簡単には起こらないだろう。その場合に零細所有がひしめいている状況をなんとかしたい、そこんところをこのようなきれいな整理ではなくて、それが一体可能なことなのかどうなのかということまで含めて、もう少し説明願えないかということと、現実に農村を歩いていると、農民の意欲の喪失は相当なものなんだろうと思うんですね。それから実際に30代から40代の奥さんのいない男の人の悩みはどこへ行つても最大の嘆きとしてでてくるわけですが、そういう所からの村の崩壊が、かなり進んでいるわけですね。単身老令の人達が帰ってきてひつそりとしているという、乗本さんのいう深刻な指摘が島根の方で報告されていますけれど、非合理的な側面、村とは何か。そこに住んでいる農民とは何なのかという側面が、全然こういう話の中に入つてこない。村とは、結局行政団体としての市町村しか活字の中には入つてこないんですけど、その点補足説明を頂けないかなあという感じがあります。

(吉沢) 今のことに関連して、農用地利用改善団体というものがよく分からぬんですけれども、先程の地域農業団体、地域農業集団といふのが、たとえば農家組合とか、農家実行組合とか、そういうものであるんですか。それと農地利用集団はどういう関係があるのか具体的に教えて頂きたい。それから、既存の、いろんな請負い集団がありますね、民

間の請負いをやるべき集団とがありますね。これとは一体どういう風な関係になつてあるんですか。更に言えばそれを仲介していろいろやつてます農協と、農地利用改善団体とはどのような関係にあるのか説明して頂けると、このイメージがもつとはつきりわいてくると思うんですが。

既存の機能集団との関係を。

(川村) 農協として最近打ち出している地域営農集団というのがあります。農協の方は広域的な営農団地構想から出発しながら、この集落単位から作り上げるという方向を持ち出していますが、農政審議会の答申をまとめる過程で農協サイドと、審議会の先生方あるいは農林省とのいろんな意見のすり合わせもやってきて、現段階では、いわば呼び方の違いみたいになりつつあるのではないか。農林省の言う地域農業集団、これは農政審の答申に基づくのですけれど、それと、農協中央会等が打ち出している地域営農集団とはほぼ裏腹な関係にある。ただニュアンスとしては、農協の方が、やや、言葉通りの営農集団的なニュアンスとしていえば、農協の方が、たせながら考えなければいかんということは、はつきり説明を通じて言っていますから、そういう意味で裏腹だと。一方、農協の今の組織のあり方との関連ですが、さき程も一寸議論がありました。農協の場合、総合農協としていろいろな事業をやつてる中で、傘下に作目別部会といふものを置いて、これがむしろ集落という単位を越えてより広域的に、

傘下を組織化している場合が多いと思うんですが、一方、集落には農事実行組合みたいなものが古くからずっとあった。米を中心にしてかなり作目が似かよっているような状態においては、農事実行組合というのが、かなり、ひとつの地域の農業組織として機能してきたと思うのですが、基本法下においての、生産の分化と専門化というのが、進んでいく中で稻作については地域の話し合いの母胎にあると思いますが、実質的な機能としてはだんだん弱体化して場合によっては、形骸化する。本当に、農事情報伝達機関みたいな形に弱体化しちゃっているケースが非常に増えてきたわけです。それは裏腹に專業的な農家あるいは意欲的に農業をする人は、作目的に農協の部会に組織化されていく中で、まさに兼業稻作的なものだけが、集落の実行組合における農事連絡機関的な機能でかろうじて残っているという形が多かったと思うんですね、そういう中でその地域の農業組織のあり方というものをどう考えていくか、特に土地利用型農業はやっぱり、従来の個別零細分割所有、分散錯闇という今の実態の中で、農地を集団的に有効利用していくための利用調整ということを考えないと、土地利用型農業における集団的農地の有効利用は難しい、ではそのあり方をどうしていくのかというのを、今この政策課題であり、問題意識だと思います。ですから、さつきの御批判に対する多少の弁明になるんですけど、むつかしさということを前提にして、どこに糸口を考えるかという所で、こういうアプローチしかないのではないかとたどりついたのが、地域農業集団ではないかと思います。これは国際的にみた農業のあらゆる問題を、地域的に組織化していく機能ではなくて、まず日本の土地利用型農業において、零細分散

錯闇という中で、このまゝでは土地利用型農業の規模拡大、中核農家の経営規模拡大がむづかしいという中で、農地流動化と言つても今のところは個別的分散的な利用集積にすぎない。しかし、零細分散所有という中で、個々の農家の話し合いではむづかしいとなれば、地域の中で農地は集団的に有効利用していくことが望ましいという基本的な合意を作っていく。その為には、どういう形で利用の仕方を考えていったらしいのか。これはまず、権利に至る前に、どういう所でどういう作目を集団的に作つていつたらよいのか、品種はどういうものを選んで、栽培体系としてどういう形でやつたらよいのかということができる限り話し合いの中で、集団的有効利用を考えていく、その話がうまくレールに乗つかれば、その中で土地の権利を、いわば利用権設定という形で貸してもいいという人が出てくれば、今度はその権利設定までつなげていくということを、実態に即して、段階的に考えてみようという意味においては、日本農政において一番むづかしい土地利用型農業において、やるとしたらこれしかないじゃないかというギリギリのところで、ひとつ路線選択だという風にむしろお考え頂いた方がいいんではないか。さつき御紹介したように非常に望ましい事例としては、長野県の宮田村のように、作目別に農地利用というのが集団化していくと、その上で作目の地代負担力の限界がありますから、エサ当り一万と、麦なら二万と、野菜なら五万と、これは借りた人が払えるのは、そういう限界があるから、その限界内で払えばよい、しかし今度は貸し手に関しては、ある程度、平等な地代を保証しないと貸さないですから、地代ブルをするわけです。

土地利用を作目別集団化し、借り手の方は作目に見合った地代を払うと、

その代り、地代はパールして、土地を貸す人については、ほど三万なら三万の同じレベルの地代を払うという形で、地域合意を形成して、村を中心でやつてゐるわけですが、そこ迄いかなくとも集落単位で、今のむつかしい中で皆が話し合つて、農地をどうやつたら、全体として有効に利用できるか、そのあり方を考えながら、いろいろその集落としての話し合の共通のルールを作つていって、そういう申し合わせに基づいて、ある程度協調した集団的有効利用というものを考えいくといふ、そこを糸口に考えていくと。この農用地利用改善団体というのはいわば、利用権の設定ということに主眼をおいて、事業としてはさつきの農用地利用改善事業とか、あるいは農協の作業の受託みたいなものをやることも、中心にした、利用権設定等促進事業、権利に関する団体、これが農地流動化対策、二番目の柱が農用地利用改善事業という権利を前提にしないで、集団的な農地の有効利用の為に作付栽培協定なり、農作業の協同化なり、効率化なり、そういうことを、農用地利用改善団体と言う団体を通じて、話し合いに基づいて集団的に対応していく、これが、農用地利用改善法のしくみはできています。こういう全体を、市町村が中心にやっていくわけですから、その際に、農作業の受託の面では農協が主として担当し、権利設定に関するものは、農業委員会が担当するという意味において、市町村が、農業委員会とか、農協等々、連携をとりながら、組織的にそういうものをしていくという全体的なしくみ

を、農用地利用増進法で作つたということはいえると思います。さき程のむつかしい問題に関しては、基本的には私が申し上げたのは、やゝ、政策対応の面を重視したものですから、形式的にすつきりした整理になりすぎている面は、御指摘の通りですが、基本的には、お話のあつたむつかしさを前提にして考へておられるんだと思うんです。

それで御指摘の中で、所有と利用の関係で、所有の支配的な力は、基本的に否定できない。この農地としての有効利用の前に、都市的な土地利用との調整という問題が基本的にはあります。今、都市計画の線引きと、農用地区域の設定ということで基本的にはやつてきているわけですから、実際は、新農振の問題でご説明したように、農振法が、なぜ農村部で評判が悪いかと言うと、要するに個々の農家が生産手段の農地としてではなく、資産としての農地を意識して、転用による資産価値の実現の機会ということをいつも考へていますし、或いはその自由を留保しておきたいという気持が非常に強いわけでして、それを農用地区域の中に入れちゃつて、転用はまかりならんとする為に資産として処分する自由を失うわけです。あるいはそれを非常に阻害されるということでおきたいという気が持つておられる方が場合によつては穴ぬき農用地区域になっちゃう。農用地区域そのものが場合によつては穴ぬき農用地区域になっちゃう。あるいは設定したあと次々に抜かれにくずれていくというケースもずいぶんに転用できるわけではないですから、将来、本当に非農業土地利用と分あるわけですね、そういう中で、農業と非農業の土地利用についても、なんとか地域ぐるみ話し合いで合意形成をして、あらゆる農地がいつべらに転用できるわけではないですから、将来、本当に非農業土地利用というものが、需要が顕在化したときには、それなりに、農地からの転用に計画的に対応せざるを得ないわけですから、それをバラバラにや

るんではなくて、あくまで地域単位に計画的な段階的な土地利用転換といふものを考えていくべきではないか。そういうことを前提にして、やはり農地はできる限り集団的に保全し、有効利用していくと。必要なものは地域ぐるみ、土地利用転換のルールみたいなものを考えて、段階的・計画的にやっていく、そういう合意形成をしていくというのもひとつの大重要な課題になってるわけです。これは、新農振の時の、集落土地利用構想というのを考えたときには、その辺をひとつ誘導したいというねらいはあったのですが、ところがこの構想はさっぱり動かないのが現実です。狙いは良いんですが、なかなか農村部に入って話し合いをして、そういうものを作るというのは容易でないというのが実態です。

(島崎) かつての昔の農地改革前の時にはね、所有者の単位で大きく土地のまとまりを持っていて、小作している方がバラバラになってたわけですね。それをぶっこわして、零細所有制を点々といつぱい集落に作つてね、今度はそれを、これではどうしようもないから、利用の方で大きく確保、ひとまとまりにして、そういう方が点在するような形にもつていく図式になるんだと思うんですけどね。

(川村) 結局、土地的・土地利用と農業的・土地利用の調整という視点から入つていってもなかなかむつかしいというのが現実問題であり、やっぱり農地について、農業的利用において、集団的・有効利用を考えなければいかんと、土地というものを中心に、地域の共通な貴重な地域資源なり、地域資産というものはみんな大事にして、資源の有効利用を考えていこうということを、農業のあり方として考えながら、それがうまくいったときには、その次のステップとして、今度は農業資源の利用転換

の問題についても、しっかりと地域で合意して、ルール作りをしながらやつていこうではないかというのがその次に期待できるというステップをその次にふまざるを得ないのかなと……。

(島崎) これしかないという意味のお話はよくわかるのですけれど、土地が資源であるという表現もよくわかるのすけども、土地は資産であり、基本的な生産手段なわけですよ。そこんところの側面が文字の上から消えて、資源という表現でかくれると、大分問題の組み立て方が変わつてくるわけですね、その変わつてくるというのが望ましい姿なのだと思いますことはよくわかるんですけれども、現実とのギャップが大きすぎちゃって、NIRA 提言ではひとつの農家利用単位は 10 ha の構想が立てられているけれども、農林省は 5 ha にしたと思うんです。今迄の集落で 10 ha の土地利用者を作るとすると、農家の数が 30 〜 50 が平均ですから、一軒 1 ha ですかね 40 〜 50 ha のものでしね。平均すれば 4 軒か 5 軒しか、利用者が残らなくなっちゃうわけですね。それを半分の 5 ha に減らせばやる人が倍でてるからまあいいけど、今の 5 ha の土地利用型農業はどうしようもないわけでしょう。たいして変わりないんじゃないかと、そういう計画と実態とのズレのところがどうもよくわからないんです。

(関) わからないんでなくて、現実には、はつきりしすぎているんですよ。

(島崎) 過疎地はもういい、問題ないんだということなら、ある程度よくわかるんだけれども、過疎は過疎なりの存在理由はあるわけだから。東京都のどまん中にある農地みたいに、こんなのは何がどう作られようと、計算のうちに入らないんですから、極端な場合そうなつち

やうんで……。

(川村) 資産という見方と資源という見方が、いわば、所有と利用の問題だと思うんですね。私的な資産という側面があまりに強すぎて、地域資源で大事だといいうい方をしているのは、いかにして所有の力を押えるかと、資源化という形で上からかぶせて活用していくこうかという話ですね。東畑四郎さんがいわれたことばでご承知かもしませんが、日本では「私」の話と「公」の話が分かれちゃって、中間に共益の分野がある作りをするか、それが現在の一一番大きな課題だと思いますね。さき程一寸村の問題がありましたら、私もよく分からぬんで、教えて頂きたいたいですが、村作りの事例をすこしみてまして、割に本気でやつたなというのは、農山村に多いですね。平場の農村といふのは、安定兼業農作で、農業自体のあり方、又は農業を基盤にした地域社会のあり方といふ発想や悩みはでてこないんですね。ところが、農山村の場合になぜかねないという危機感をリーダーが持ちだした時に、何とかふるさとを維持し、あるいは発展させないかんと、もう一回みんなで話し合って、するという事例を一方で見、このまゝ行つたら自分のふるさともくずれ考えようではないかと。ふるさと意識に訴えたことがひとつ動機になつて、みんなで方向を考え、努力をしあうという意識が芽生えてくる。そういう形が農山村の村づくりの源泉になつていてると思います。又、農用地の利用権設定もわりに農山村に多いということは、畠を中心遊休地が出だしている、あるいは、極めて畠が増加すると、そういう所で、農

地を有効に利用しなければいけない、遊んでいるのだったら、誰か利用する人に貸そくじゃないかと、訴えやすいという面をもつてゐる。平場の、特に、純水田単作地帯の場合にはなかなかむつかしい。その設定度も非常に遅れているということだと思います。そういう意味では村の問題というのが、都市近郊では一面ではなくればじめている。市街区域になつたら100%資産としてしか土地を見てない。市街区域で転用自由という問題というのが、都市近郊では一面ではなくればじめている。市街区域に題はやらないと、割り切つちゃってるわけですね。市街区域以外で、資産が資源という形で、共益的なルール作りの可能な所で、この土地利用策とか、保険対策とかは大切にしますけれども、積極的な、長期的な施策はやらないと、割り切つちゃってるわけですね。市街区域においては、農業的農業について、今後、どういう政策点から考えていくのかというのが、最大の課題である。その時に、農山村を含めて、兼業化、混住化という農家を含めた形での村の合意形成の手法としては、型農業につけて、今まで、そこでも、地域の合意形成の手法としては、農業的農業でも共通に関心を持てる分野、あるいは、そつても、徹底した兼業農家でも共通に関心を持つ分野、あるいは、そくの意味で共同の目標設定の可能な分野という意味で、村の居住環境といふものを纏まえていく。それは生産基盤と一体的に環境も整備しなければいけないという手法を通じて、農政を農村政策アプローチ的な面で、たゞこれは臨調的と言ふと、大変評判が悪くて、環境整備について、農政がなんでやるんだという話で、むしろそれを切つて産業政策で純化しろと迫られてきている。

(高山)

集落の問題について、農政的な視点からの提起で、勉強させて頂いたんですが、実はこここの研究会でも問題になつておりました。農基法の目標として、自立経営の育成ということがでてきて、それが今度、いつの時点からか中核農家ということばになつていて。それで、集落と、いうものを土地利用の合理的な利用ということを考えていく場合に、ひとつの中核農家といふ単位での土地利用という事を考えていくことと、中核農家という事と、どういう関連があるのか。結局は、中核農家を育成して、土地利用の集団的、効率的利用ということを、あくまで計ると、いわば家族経営の規模拡大ということが今の農政の最終的な目標になつてゐるのか。今日お話になつた地域農業集団にしても、あくまでそれが中核農家育成といいますか。そういうものを作り上げていく為の手段なのか、何かその辺のところが、これ自身が目標になつてゐるのか、非常に違ひがでてくるのではないか。というのは、自立経営の育成というような事がうまくいかなかつたのは、土地が流動化しなかつたからであると。従つて土地流動化を図るために、最初に、市町村段階での農業計画等をたてていく、それもうまくいかない、従つて、集落段階での土地の調整を考えていくと、どうもそういう形で來ているんだけれども自立経営自身が成立して、なかなか土地利用型ででてこなかつた原因というのが、戦後の農政の中でNIR A的な意味で言うならば、保護農政というようなことが、網がかぶさつてゐるが為にかえつて、自立経営が育成されなかつたんだという意味がひとつあるわけであつて、一体、この辺の所で、狙いとして中核農家の育成とか、自立経営の育成ということを考えた場合に、本当に地域の農業集団とか土地利用と

(川村) 非常に難かしい問題で十分にお答えできないと思うんですが、

農林省が基本法にいう自立経営という概念を全く捨てたという事ではないと思うんですが、自立経営を構造政策の目標とした時に、農業生産の主たる部分を半分とか三分の二を自立経営が担うというような、農業構造にもつていけるという事を前提に、自立経営を唱い上げたと思うんですね。ところが現実には日本の非農業の成長は、世界にも稀な超高度成長ですから、とても生活水準の均衡、家族世帯一人当たりの所得みたいなこと、均衡を狙つた自立経営概念では、本当に年々数が減つていくという形で、とても生産の主体を占めるような層として、これを把握していくことの意味が、非常に薄くなつちゃつたという所から、やむをえず範囲を広げて、中核農家概念を持ち出して来たというのが、偽わらざる裏話だと思うんです。中核農家というのは御承知のように60歳未満の男子基幹労働力が、年間150日以上働くという定義をして、それでからうじて、多くの分について、六・七割にはカバーできる、たゞ稻作でみると、依然としてそれは三分の一位だということですが、日本の高度成長下の

農業が、大きく、施設型農業と土地利用型農業に分かれますけれども、施設型農業では非常に規模の大きい技術経営的なものが相当育った。土地利用型農業では残念ながら、土地が流動化しない、しにくいという現実の土地問題の中で、規模拡大が非常にむづかしい問題にぶつかってきているという形できたわけですけれど、その中で、いわゆる経営目標として、中核農家育成というのは、自立経営概念を一步後退させた形で、生産の担い手把握をしなくてはいけないという所からきてはいますけれども、地域農業集團とのからみで考えますと、中核農家というのを、土地利用型農業において、六割とか七割を農業で生き抜いていこうとする人達が中心になつて稻作の土地利用面も支えていくといふ状態にもつて、そういう意味において、中核農家が、生産の過半を、土地利用型農業においても担つていくという状態をどう作っていくか、そこをいきたい。そういう意味において、中核農家だとと思うんです。いわば、零細土地所有構造、耕農地の集團組織というものが、いわば地域農業集團だと思うんです。いわば、零細分散錯闊という現実の中で、どうやって土地の集團的な有効利用を作りながら、本当に農業で生き抜いて行こうとするのか、土地利用型農業によって規模拡大していく道を考えていくか。しかし、中核農家一本槍でいくといふんでは、日本の農村の現実ではそういう合意形成は大変むづかしい。兼業農家も兼業農家なりに、長期的には残存するでしょ
(島崎) 合意形成とは一体何だということなんですよ。字で書くと非
常にきれいなんだけど、それが本当にどうやってできるんだという事に
なりますと、これはエライ深刻なんじゃないか。減反の時はそうだった
る流動化の契機というものを段階的に、中核農家の規模拡大に結びつけ

ていく。その意味においては、中核農家と兼業農家を含めた巾の広い農業者としての地域土地利用の合意形成という事が一番基本になるという捉え方をしていると思うんですが。その際、これはやゝ私見になりますけれども、中核農家の捉え方というのは、地域農業集團的なアプローチをすると一寸變つてくる面があると思います。といいますのは、単に農業生産の大宗を担うようなものとしてつかまえてはいるだけではなくて、いわば集落的でみた、或いはもう一寸広がりでみた地域農業のいわば中核的な担い手という視点が入つてきてはいるのではないか。いわば地域農業というものを確立していく、その為に必要な地域的な農地の集團的有効利用も考えていくと、そういうことで合意形成していくと、同時に中核農家がいて、地域農業の中でたとえば、耕農地の集團組織というのを考えていくものとして、その組織の中核的な担い手農家でもある。いわば手間のかゝることもやると、あるいは高い技術力も持つというような形で、その中で、兼業農家も、もし自分がどうしてもそれなりに農業をやりたいという場合、必要がある場合には、それなりに、農業に参画し、かつ、それなりに農業で所得も上げていければ。そういう意味では中核農業化論というものを考えていかざるを得ない。そういう意味では中核農家が、生産の担い手という事もある。そういう農家経営イメージにやっぱ地域の生産組織の担い手もある。そういう意味では中核農業化論といふことを加えて、地域の農業の担い手であり、

し、それから今度の場合もますます土地の所有、利用をめぐって、でてくるはなし合いなんてものは大変なむつかしさが伴うんだろうと思うですが、今の中核農家の説明の中で、中核農家に土地の利用が、集中するような形での合意形成を、どの場面でやるのか。それを集落という風に言うんだけれど、その集落を、農林省のこの説明だと、集落とは何かという説明がないんですよ、だから、はつきり言つてしまえば、まだ共同体的な規制が何らかの形で残っている村を、利用して、その村も利用して中核農家をつかまえといて、合意形成で、その規制を強制に転化させるような悪意がないんだろうかという懸念が、まだあるんじゃないかなと思う。農山村、農業を一生懸命やっている所もそういう懸念がまだあると思うんですが、その辺をみての感想はどうですか。

(川村) 基本的に、今のお話は、水田利用再編対策とは違うと思うんですね。水田利用再編対策は結果的に御指摘のような批判があつたことは否定できないと、それは何故かというと、農林省が言えば公平確保措置ですね。一般に言うペナルティ措置があるのですから、やっぱり責任分担方式という形で、町村から集落へと降りていく。そこでどうしてもやらざるを得ないとなれば、非協力だといわば村のルールを乱すという形ですね。明示的にも黙示的にもいろいろな強制力が働いていくという事はあつたと。たゞ農地のこの有効利用という問題は、そういう意味で、規制的側面はなくて、専ら、地域の農業の将来、あるいは地域の農業の土地利用という仕方で、どう方向づけるかという問題、そういう意味では、なんとか悪い意味での共同体的規制力というものが、この制度なり、事業のしくみの中で働くという形にはなっていない。た

だ現実に村の場において、みんながなんとかしようじゃないかと、一人二人はそれを者がでてくると、それはけしからんという議論がおきるということは否定できませんけれども、政策なり、事業のしくみとして、村の共同規制的なものに及び、かつ直接影響力を持つという形までを、仕組としてはもつていいという事は言えると思うんです。又そこを狙ってるんではなくて、他面、さつき農村社会の基本的変化という事を申し上げましたが、これだけ住民の意識なり行動様式が多様化してきたと、多様性を前提にして、しかしそういう人々が現に住み、将来も後の世代が住みついていくふるさとをどうしていくのかと。やはり農業を基盤に地域社会というものを長期的に、これは二次産業、三次産業もありますけれども、農業が地域の経済的活力の源泉として、ひとつ柱として大事だという合意形成があればそういう事が共通認識であれば、その為には土地利用のあり方をどうしていったらよいのか、個別バラバラに土地利用するんではなくて、土地を有効利用することをまず中心に考えて、こうじゃないか、そういう形で新しいひとつルール作りを狙つてゐわけですが。そのルールがどこ迄現実に働くかとなると、ルール自体というものが、みんなのどこまでの合意を前提に作られたかということによつて、ルールの機能も、むしろ限界ができますから、ある意味で、徹底して集落の話し合いということを言つてゐるのは、違うことを前提に話し合いの中で、共通認識、共通な意識作りをどうできるのかというがやっぱり基本だという捉え方だと思うんですが。

(安達) 島崎さんの話と大分重なる質問になると思いますが、もっと素直に考えてみますとね。これは村長のポリシーじゃないか。本来はね。

なぜ国がそこ迄やらなくてはならないのか、農政だから、國家権力が関与することでしょから、関与しないという話はきけないんで、必らず関与するはずなんです。集落までこういう形で関与するのが農政なのか、そんところが最後に分からぬ。私の論は、10年からいってるのは、所有権を島崎さんは問題にされたけれども、僕は利用権が上まわるのは当たり前だという話なんです。だから農地改革から言えば、土地を持つていて耕やさない奴はいけないよと。だから耕す者は土地を持っているでしょ。今度は高度経済成長の中で、土地持つていて耕せないんだから、こら出せよ、これは当たり前の話だ、だからこの事を言うなら、なぜ農振地帯ばかりやるのか、思想的にはね、そうでない、そこから外される14万集落の中、12万、あと2万集落の方に悪者がたくさんいるが、(笑)思想的にはね、農林省は、それはもう我方は困つちやつたんだからと、これはわかりますけれど、結局何言いたいんかな(笑)村長ボリシイなれば、今の地方自治の流れの中で、これは合意ということはまだわかる。国家権力が介入して、合意というのは単なる合意、あんまりその話はスンナリ入らないですね。

(高橋正郎) 一寸関連して、私自身の疑問といいますか、懸念なんですが、さつき安達先生が利用改善団体の幼名であるとおっしゃって、私もそうだろうと思うんですが、たゞ利用改善団体は、巾広い機能を持つていますけれど、実は利用権設定なんですね。一番大きなのは、どうもこの地域農業集団の利用権設定ということで、自己歩きしてしまうんではないか、最初の構想ではかなり巾広く、何でもできる形になるんだけれど、末端に行きますと、これの評価にかかわってくるんですよ。

どういう地域農業集団を作ったか、それをどう機能したかという尺度が、利用権設定が、どれだけあつたかということだけになつてしまふ。そうしますと、町村長がそれだけで動いてしまうわけですね、たとえば利用権設定割合が何割でなければ補助金を与えないというようなことも現実にあるようですね、どうもそれだけで動いてしまうということを、チェックする機能が、政策の中で何かできるかできないか、できないとなりますとき程、安達先生がおっしゃったような村長の権限を形の上でシステム化こういう風にやられているというんだけれども、実際の尺度としては利用権設定だけで評価してしまうと、そういう風になると、やはり上からの農政を下に展開することだけになつてしまうんじゃないかなといふ懸念が依然として残るんですね。

(高橋正) 行政施策の中からチェックがないと、ファイードバックのシステムなら何でもいいんですね、それがないと今迄と同じようになつて……。町村主導型というものは結構な事だとと思うんですけども、私これではダメなので誘導型だという。主導型というものの理解の仕方が私と一寸違うような気がするのです。どちら向いた主導であるかということもなんですね。どうも鉛筆なめで補助金もらう為に市町村長が作業をする上を向いた主導型であつて、本当の町村主導型というのはると、それは上を向いた主導型であつて、本当の町村主導型といふのは地域を向いてどういう風にしかけて、どういう風に合意形成をして動らきかけて、リーダーシップを發揮してやつてる事であつて決して上向いてやる主導型ではない。それを私は指導型だという風に思ふんですね。誘導型になると、町の論理になるのですね。集落にリーダーがないからうちにはダメだという事で、町村の連中が何も知らなくなつてしまふ、

そんな懸念もある。

(川村) 中核農家の規模というのは、全国的に北海道とほかと分けて、農政振の中で言っていますけれども、実際他地域によって種々になってるんですね。それは又地域別に目標も変えなければならないし、しかもそれは上から、国や県が決めてとかいう話では、なかなか一致しないからんし、それは又押しつけになる。そういういみで地域農業集団の中では、どういうような農家が村の農業を将来支えていくのか。村の中でみた中核農家というものをどうつかまえているかということを考えながら、自主的に規準を作っていくという形をひとつ考えたらいいんじゃないかというのが、この資料の中にも書いてあつたと思いますけど。たとえば二の事業の内容の①の③の中の、農業労働力の有効利用の所で、土地利用型農業の担い手の自主的な選定いうことが書いてありますけれど、それは地域にゆだねていこう。地域毎に考えてもらう。ただそういうことを地域の内で考えながら地域の担い手を育てていくという誘導はしていつたらしいのではないかというのがこれの考え方だと思うんです。たゞその場合に、担い手なり中核農家像としては、利用権設定に伴う権限をしつかり持った農業経営の規模ということだけでなく、やはり農作業の受委託なり、作業としてさらにプラスしてやっていくようなものを含めて、自己所有地、利用権による借り入れ農地プラス作業の受託を通じての自主的な規模拡大ということを含めてそれをどの位のウエイトで考えるか、相当地域差はあると思うんですが、巾広く考えていただきたいというのが今の姿勢だと思います。今後、農地の流動化について、農政審の報告でも今後10年間に90万haと、従来の倍位の目標を出していますけれど

も、これも実際に作業を地域別におろせばおろすほど容易ではないといふ実態でして、最近農政局別に地域の農業の展望作業をやりましたけれど、そういう農政局が作業として、県といろいろすり合わせをやりますと、県の方からとてもじゃないという議論が各地からおきてくるというのが実態なのです。そういうむつかしい中でもこういう方向付けはしていきたいということです。さき程の安達先生のお話に関連して、農政というものの基本的な枠における役割として、いわば法的な規制を前提にしたしくみだけに係わっていれば、あとは任せるとした態度でいいのか、それとも土地問題を中心にして考えれば、むつかしい土地問題の中で、実際に土地の有効利用が行われ、又本当に農業で生きようとする人がそれなりに将来に希望がもてるようなあり方をどう誘導し、奨励していくかということも、農政のひとつ重要な課題と考えるかどうか。仮に後者の立場に立ちますと、どうもその地域農政特別対策がそうであつたようには、土地利用型農業は、現実に村迄までおりた末端でのあり方が非常にかゝわってくると、その具体的なあり方について国が画一的に方向付けをすることはさけなくてはいけませんけれども、町村が中心になつて、集落なり末端まで考えて誘導し、支援していくという形で町村が、本氣で主体的に市町村農政にとりこんでいくという条件は作ることは考えたらしいじゃないか。そういう意味での誘導手法だというのが地域農政としてのあららしい中の特徴だと思うんですね。

(安達) 地元の農家の人が言うのですけれど、最初のボタンがかけまちがつてあるんだと。それは減反のことです。最初かけまちがつちやつたから、地域農政になつてくる。地域農政のそつからこつちへは非常に

うまくできていると、実にうまく、非常にうまくできている。最初のボタンをまちがえてしまって、後はずーっとのめり込まざるをえない。そういう展開みたいにもとれるので果してこれは農政の展開なのか、後退

(川村) なのが、そのほか、ボタンのかけまちがいという議論は確かに我々の中にもあります。

ですが、地域農政的なアプローチはもつと早くやるが、用再編対策というのはもっと遅くにでればよかつたけれども、一年遅いでやゝ平行しちゃったもんだから、稻軒作的な話が、地域特対の狙いの上にかぶっちゃつたんですね。本来の形でこなされていないのではない。そつつけちがい論というのは我々の問題意識の中に実はあるんです。

(安達) これは決して悪くないから、ねやりになつてしまふ。けれども、たとえば集団転作をやる時に、奨励金、あれは個人対国家の間でやつてるわけでしょ、実際にやる時には、宮田方式は全部ブルーするつですね。あの作業というものは膨大なものですよ。みんなあれがい

やだからオレンとこはやらないという 例えられないで
いは宮田みたいに互助金という制度は非常にいいと思うんです。さらば、
互助金のファウンドを、宮田村は、三区か五区作ってるでしょ。それを
作るについては、非常に安い金で、計画を調べて、本当にいけるなら貸
してやってもいいよと、そういうような金融措置みたいに、多面的に措
置を講じると。そういう措置を講じますと、これについては今の状態は
こうだから、村長は自分のボリュームとしてどうか、これをしつかり覚え
ておけ、そこ迄でいいのじゃないか。そしてそれをやるようなものを、
いろんな所から、やる気のある所から、農林省がボカボカおやりになつ

たらしいでしょ。ボクはね、結果として農林省も楽だし、町村の自主性を認めた事にもなるし、その中で、割合に合意に近い雰囲気で、まとまってくるのではないかと、これは素人の印象です。これは出発したんだだし、目玉だから、これにケチをつけるわけではないけれど地域農政というものは、地方自治体といいますが農家が主体なわけですから、本当にやれるものにまだギクシャクたくさんありますから、どんどんお付けにやれるものが僕の意見なのですが。

なつた方がスムーズれい。

(川村) 今のお話に關する
農林省で来年度以降水田利用再編の三期対策を検討してゐる訳ですが、
調のあゝいう議論なり、今の財政情況の中では奨励金は一方では縮減は
あるんですが、集落ぐるみの計画的

していかざるを得ないということにおれない。集団的転作をどう伸ばしていくかということは基本的に大事ですから、一般奨励金は減るとしても、何か集落ぐるみの計画転作のために個人で遅いれば差はないよという形にして誘導していく。これは二期のときに、かなり議論があったのですが、ひとつは、あくまで転作ということも、農家も個別にいかなくてはいかへの代償として、国が払うという話で、農家も個別にいかなくてはいかんのじゃないかという事と、集団という事をあまりタッチしすぎると、今度は一般等補助金と同じ扱いで財政当局が、こんなもの転作奨励金の上にさらに払うとはけしからんという反発があって、そういう2つの面上にきらに払うとはけしからんという反発があって、そういう2つの面からなかなか突破できないで二期が終つてしまつたんですが、三期は、そういうものをもう一度ひねつて考えたいと。うまくいけば、御指摘の地域の財源みたいなものにつながっていく可能性はあると、これはまだ

検討課題ですが。もうひとつ、一寸先生からいろいろ御批判頂くと我々も痛いんですけれど、他の行政分野と農政を比較して頂くと、おそらく御理解頂けるではないかと思うんですが、農政というのはある意味において、ほかと比べてはるかに補助金も統合化、メニュー化されて、かなり弾力化され、(されすぎているという批判もありますけれど)同時に市町村段階における政策選択の自由度というのは他以上にはるかに広いと思うんです。そういう意味ではさらに自由度を広げる方向に、ずっと50年代の農政はきていると思うんです。今度の地域農業集團についても、どの地区でどういう形でやるかは、むしろ市町村に任せていく。これもいちいちチェックはしない。そういう意味で市町村段階においての相当の自由度が他の行政面に比べてはるかに高くなっていると、しかしそれをうまくつかいこなすだけの状態になつていよい市町村は、残念ながら非常に多い。そういう中で私があえて誘導型という言い方をしたのは、町村だけでなく県の農政のあり方としても、主体的に町村が農政にとりくんでいくと、その条件づくりをし、かつとりなんだものを作り支援するかという姿勢をはつきりすれば、今迄は二、三の優れた町村長が、がんばってうまくやつてきた。ところがなかなかうまく広がらんわけです。広げ方は誘導と支援という県農政の環境条件つくりとか体制つくりという中で広がってくる事は期待できるのではないか。いわば、県県町村を通じて、誘導と支援という形での農政展開というものを更に強めていく。そこで問題は町村段階において自由度というものをフルに生かせない条件、優れた町村長と産業課吏員がいる所以外に、その時に、又同時にそういう所は逆に集落なり地元問題からいろいろと反

発をうけて、やゝジレンマにぶつかっちゃつてると、もう一回原点として集落として、基礎単位迄降りて、そこにおける自主性なり、創意工夫なりを生かし育て、本気でやる所を逆に町村段階でもバックアップしていくと、町村段階における誘導・支援という仕組をしつかり国が育てていくという事だけではないんですけれど、農政の末端におけるあり方として育てていくという事が大事になつていいのではないか。その面で非常に敬意を表したいのは、兵庫県で一先生方の中でも御存事の方が多いと思いますけれど一五十一年から農林業政策の総合的展開ということを打ち出して、市町村単位に、三年間に何をやりたいかという事業の三年間計画を作つて三年毎にローリングをやっていくわけですが、そういう市町村がしつかり作ったものを県の事務所を県本庁へ上げてくる。県本庁からでてきたものを、ABCと三ランクに分けて、Aは、国の補助なりや県担で必ずやつてあるもの、Bはできたらやるもの、Cはダメと、地域の全体判断の中で、ランク付けするわけです、そのランク付けを、県本庁で、農政部で各課を通じて、一緒に議論して固める。そこで決めたら、タテ割りではなくて、むしろ市町村の三年間全体のプログラムに通じて総合的に支援していく体制を作つていったんですね。兵庫県が一番徹底して、先行してやつたと思います。そういうものを作つてくる過程で、従来の陳情行政から、計画行政へ行政・農政のやり方を変えてきたというのがひとつ特徴だと思います。それを、三日月町だったですかね。進んだ町村では、町村役場と集落の間でやり出したのですね。どうやって切りかえが、できたかという話をききましたら、最初集落でやりたいものを持ってこいといった時には、膨大なものがでてきた。とて

もこれは町の財政ではこなせないと。で、何か歯止めをしなくてはいけんと言うので考えたら、二つあった。一つは、何かやりたいなら、必ず一割は地元負担だよと。一割の地元負担を前提に、どういうものを、どんな年次、段取りであるかを決めてこいと。もうひとつ、施設を作つて土地がいる場合には、土地は必ず集落で、地元調達しようと。ふたつの条件をつけて、出し直させたらば、大体ほどよくまとまつたと。それができるからは町村長としての立場は非常に楽になつたと。今迄はあれやつてくれ、これやつてくれでくる。場合によつては、村議がくると、県会議員がくると。これじゃあいかんといふんで一年間がんばつたと。最近はようやく各集落でなんかやろうと思えば役場に行く前に中で相談をして、金をどうする、土地をどうすると。それから持つてくる。一年間かゝりましたといつてましたけど。そういう状態ができていけば、町村政のあり方もずいぶん変つてくると思うんですね。

(野々村) 臨調的には方向は同じだけれども、たゞ手段が違うということ。合意形成ということをおっしゃいましたね。その関連は、形成ということが必要になるわけですけれども。

(川村) 臨調の議論というのは必ずしも農政全体を包括的に議論して方向づけたということではなくて、補助金問題とか許認可問題とか、農業自体についてとり上げた時には水田利用再編と食管制度の問題に、やや焦点をしばった議論になつていますから、構造政策とか、構造政策の具体的な展開形態如何の議論は入つていませんけれど、政策の基本路線としては従来の政策を構造政策という形に重点を傾斜してやるべきではないかという視点は、はつきり出していると思いますし、その意味に

おいては、はつきりと農政自体としても、農産物がこれだけ過剰傾向になり、市場価格はもちろん、指示価格も一寸上げれないという状態の中で、価格がやゝ、据置き基調になるとすれば、逆に生産性を上げて所得を確保していく以外にないという意味において、構造政策路線にはつきり転化せざるを得ないという点とは、たまたま一致しているという事は言えると思うんです。

(高橋正) 大分時間がたちましたが、あと、どうしてもご質問したい方おられませんか。

(高山) 確認みたいな事になつてしまいますが、今日のお話では、地域農業集団というものが、土地利用権の設定の促進といいますか、ある集落なり、ということをひとつ目的にしていると思うんですけど、利用権を設定しようとするならば当然、そこに地代負担力、経済的な意味でのある水準の経済負担力をもつた意味での作目、あるいは経営がなければいけない。それが別に利用権の設定の促進をしなくとも一頭の中には西ドイツがあるのですが一かなり、土地利用の集団的な意味での集積も進みうると。従つて、地代負担力をもつ農業といいますか、經營が生まれてこないのは、その土地利用が悪いのか、あるいは、従来からの価格の問題、あるいは市場の問題、輸入の問題、そういうものが、もうひとつ大きな日本農業の枠組としてあつたのではないだろうか。従つて利用権の設定の促進の問題と、それから地代負担力をもつた経営というのとは、にわとりと卵のようですが、どうしても経営的な意味で成り立つような、経済合理性を持ったある程度の規模の、地代負担力を持つたようなものを産み出さなくてはならないし、そういうものを産み出

すことができるような市場的、価格的な条件というものが、どうしても必要なのではないだろうか、両輪である事はわかるんですが、そちらの側面というものが、むしろ、意欲をもってやろうとしても、なかなかそういうものがでてこない一番大きな原因なのではないだろうかという気がしてしようがない。特に転作していくても、価格的には合わない。補助金が一番最初に、関先生がおっしゃったように、打ち切られたらどうしようかと、今三期のところで、集団的な転作について積み上げ的な方式を考えているというけれども、これをやつたら、一部出ているようないまの補助金が第二食管の赤字になってしまふ。こういうことになりますと、一体、土地利用の促進というのは、こういうような集落段階の地域農業集団の中で可能なんだろうかと、私などは悲観的な感じがするんですが、もうひとつ経済的な側面などでは、見返しとしては、米価を上げなかつたら生産性の向上しかないから、兼業農家が脱落していくんだという見通しでこの問題をお考えになつていらっしゃるのか。

(川村) 御指摘の最後の点から申し上げますと、兼業農家が脱落していくと、米価据置き基調の中でもうひとつの課題としての地代負担能力が自然はない。むしろ、今の状態は稻作主業農家が稻作による農業所得が自然的に減っていく中で、経営的な困難に陥って、兼業農家はやはり本業の他にある農外安定所得があるものですから、そういう意味では依然として継続していくと、それが今の実態だと。しかし、高令化が進み、経営規模の縮少とか、後づきがない為に、経営を止めるという条件が、地域毎に、長期的に次第にふえていくと、又、兼業の安定化の高まりによって、場合によつては土地を貸す事については坦い手と、後継者の為に協

力してもいいという人が徐々にはでてくると、そういう時には、それをやっぱり地域の農業を担う中核農家に、利用集積として結びつけていく現実的な契機の中での面的利用集積ということを考えていくことだと思います。お話を最初にありました地代負担能力のある経営を育てていくことはやっぱり、ひとつ的基本的な政策視点だと思うんですけれど、日本の土地問題というのは、地価の異常騰貴ということが、農地にも価格的波及力を持ち、結局生産手段からくる農地の適正な地代ということではなくて、転用含み資産としての農地化ということが、非常に大きな性格規定要因になつていますから、西ドイツの場合も乱開発は原則としておさえられていますから、そうではないと思うんですね。その中で農地は本来、生産手段としての価格を形成しているのですね。その意味において地代はそれにみあつた適正な農業地代になつていて、そういう条件がない日本の現状の中で、しかも資産としての価値を減耗するような貸し付けはいやがるという資産保有農家の意向が強まっている中での現実的な土地の流動化手法という所に追い込まれているんで、先生のおっしゃる地代負担能力というのは非常に望ましい基本的方向だと思うんですけれども、その前の段階で四苦八苦している段階だろうと思うんです。(高橋正) 今日は川村さん、お忙しい所をお難うございました。かなり、思い切った議論ができましたし、川村さんは、行政の立場で非常に苦労されていることわきましたし、かなり辛辣な意見もしましたが、これは又、私共の研究報告で参考にして頂いて、今度の新らしい地域農業集団も一連の私共の広い意味での研究の成果が、直接、間接に反映しているものだと、一緒にやつていくような意味で今後もよろしくお願いしたいと思います。